

答申第 751 号

令和 2 年 10 月 16 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 3 日付けで諮問された特定事業に関する要請に係る文書不存在の件  
(諮問第 848 号) について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別紙1に掲げる文書について、不存在であるとして公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月28日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、その行政文書を管理している室課所を知事室として、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和元年11月11日付けで、本件請求文書は作成も取得もしていないため、文書不存在であるとして、条例第10条第3項の規定に基づく公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和元年12月4日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関は、行政不服審査法第1条並びに条例第1条及び第2条の趣旨に則って公文書を管理し、情報公開請求に対応しなければならない。
- (2) 実施機関は、本件請求の受付に際し、審査請求人に対して、知事室が本件請求文書を保存管理していない旨を説明した上で請求書を収受しているが、これは、実施機関が、本件請求文書を保存管理する部署を審査請求人に明示することを前提として本件請求を受け付けたものである。

## 4 実施機関（担当：政策局知事室）の説明要旨

- (1) 知事室は、特定新駅（神奈川県ほか地方自治体が新設を要望している特定市内の特定鉄道路線の新駅をいう。以下同じ。）の設置及びこれに伴うまちづくり並びに特定企業Aの新研究所誘致に関する事務をいずれも所掌しておらず、本件請求文書を作成も取得もしていない。神奈川県行政文書管理規則第4条第4項の規定

に基づいて定めたファイル基準表上にも該当するフォルダは存在しない。

念のため、知事室の文書キャビネット、書庫及び所属サーバー内をくまなく探索したが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

- (2) 審査請求人は、前記3(2)のとおり主張するが、文書を保存管理している部署の公開は条例第4条に規定する行政文書公開請求の対象ではなく、審査請求人の独自の見解によるものである。実施機関としては、文書を保存管理している部署を公開することを前提に本件請求書を受領したものではない。

なお、本件請求に対応した知事室の職員は、本件請求書を收受した際、本件請求書の内容を確認し、審査請求人に対し、知事室は関連する業務を所掌していないため、文書が存在しないことを説明した。また、同席した情報公開広聴課職員は、知事室以外にも行政文書公開請求ができる旨を案内した。その際、知事室に対象となる文書が存在しないのであれば、対象となる文書を保存している部署を教えるよう審査請求人に求められたが、知事室としては承知していない旨回答している。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件請求文書の存否について

#### ア 総論

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書は不存在であるとして、公開を拒否する決定を行っているところ、その理由として、前記4(1)のとおり、知事室は、本件請求文書に関する事務を所掌していないため、本件請求文書を作成も取得もしていない旨説明しているから、その妥当性について以下検討する。

まず、条例第9条第1項柱書は、公開請求をしようとするものに、請求書の提出を義務付けているが、その必要的記載事項として、「公開請求に係る行政文書の内容」を記載すべきことが定められている（同項第2号）。そして、神奈川県情報公開条例施行規則第3条第2項は、条例第9条第1項の規定による請求書の提出は、同規則で定められた様式によることを定めているところ、同様式上、「公開請求に係る行政文書の内容」の欄には、行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を記載する欄のほか、「行政文書を管理している室課所」

を記載する欄が存在することが認められる。

また、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」によると、「公開請求に係る行政文書の内容」には、「行政文書を管理している室課所」を含むものとする、と解釈がされている。

以上からすると、条例第9条第1項の規定に基づき提出された請求書の「行政文書を管理している室課所」の記載は、請求の内容の一部を構成するものと考えることが相当である。よって、本件請求は、「知事室が管理している別紙1に掲げる文書」を請求したものと解されるから、これを前提として、以下検討する。

#### イ 知事室の分掌事務について

神奈川県の各室課所の分掌事務については、神奈川県行政組織規則に定められているところ、知事室の分掌事務は、皇室、儀式に関する事、知事及び副知事の秘書に関する事のほか、同規則に列挙されている事務であり、鉄道路線の新駅の設置及びそれに伴うまちづくり並びに企業の新研究所誘致など鉄道や都市計画、企業誘致に関する事務は含まれていないことが認められる（神奈川県行政組織規則第7条）。

また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、知事から知事室に対し、特命事項として、特定新駅の設置等に関する事務を処理するよう命じられてもいないと説明する。

この点、審査請求人が「証拠文書」として提出している資料のうち、特定新駅設置に伴うまちづくりに関する関係地方自治体の打合せ記録では、知事室の職員の出席はなく、都市計画課の職員が出席していることが確認できるところ、これは、当該事務が知事室の分掌事務ではないとする実施機関の説明と矛盾せず、また、これを覆すに足る事情も見当たらない。

以上からすると、知事室が本件請求文書に関する事務を所掌していないとする説明に、不自然、不合理な点はない。

なお、審査請求人は、知事が特定企業Aの新研究所誘致及び特定新駅設置に関して発言した内容が記載されたニュースサイトの写しや、特定新駅設置にかかる協議会の会長として知事の名前で発出され、同協議会の会長印が押印され

た要望書、知事の記名及び公印がある地方自治体等との間の協定書等も「証拠文書」として提出している。しかし、知事が発言ないし関与した事項に関連する事務すべてが知事室の分掌にあるものではないから、当該発言に関連する事務が知事室の分掌にないとしても特段の不合理的はないと考えられる。

#### ウ 実施機関における行政文書の管理について

神奈川県行政文書管理規則上、実施機関における行政文書は、当該行政文書に係る事務を分掌する課の長が、整理及び保管を行うものとされていることからすると（同規則第8条）、本件請求文書に関する事務を所掌していない知事室に本件請求文書が存在しないことは、何ら不自然、不合理ではない。

#### エ 結論

以上の事情からすると、知事室は、特定新駅設置及びこれに伴うまちづくり並びに特定企業Aの新研究所誘致に関する事務をいずれも所管していないから、本件請求文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

また、実施機関は、実際に知事室の文書キャビネット、書庫及び共有サーバー内の探索を行ったが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかったと説明するところ、その探索やその範囲等についても、不十分な点は認められない。

よって、知事室は、本件請求文書に関する事務を所掌していないため、本件請求文書を作成も取得もしていないとする実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点は見当たらず、それを覆すに足る事情も見当たらない。

以上のことから、実施機関が、文書不存在であるとして非公開とした決定は、妥当であると判断する。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記3(2)のとおり主張するところ、その趣旨は判然としないが、本件請求に係る諾否決定において、本件請求文書を保存管理している部署を審査請求人に公開することを求めて、本件請求書を提出した旨主張しているものと解釈して、以下検討する。

この点、行政文書の公開請求に当たっては、公開請求をしようとするものに請求書の提出を求めているところ（条例第9条第1項柱書）、これは、条例第4条の

規定による公開請求権の行使という、重要な法律関係の内容を明確にするためであると解される。

以上からすると、条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定に係る審査請求について調査審議する当審査会の立場にあつては（神奈川県情報公開審査会規則第 2 条）、公開請求の対象については、実施機関に提出された請求書全体の内容を合理的に解釈した上で、適切に確定すべきであり、かつ、それで足りると解される。

これを本件についてみると、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記述は別紙 1 のとおりであり、請求者が求める文書の内容が列挙されているにすぎず、本件請求書全体を観察してその内容を合理的に解釈したとしても、審査請求人が、本件請求文書を保存管理している「部署」についての公開を求めたものと解することは困難といわざるを得ない。

なお、前記 4 (2) のとおり、実施機関は、本件請求の受付に際し、審査請求人に対して、知事室が本件請求文書に関連する業務を所掌しておらず、本件請求文書を保存管理していないこと及び審査請求人において他の担当部署の保管する行政文書の公開請求ができることを説明し、また、その際立ち会った情報公開広聴課職員が審査請求人に対し、同課窓口において担当部署を問い合わせることができる旨を教示したというのであるから、これら実施機関の対応に特に問題とすべき点は認められない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 2 のとおりである。

(公開請求に係る行政文書の内容)

神奈川県知事のトップセールスで特定企業A新研究所の誘致が成功し、神奈川県が特定鉄道路線、特定駅Bと特定駅Cの中間駅設置（仮称）特定新駅設置及びまちづくりに、積極的になった。よって 下記について公開請求する。

- 1、知事が庁内に特定新駅設置及びまちづくりに関し、指示等した文書
- 2、神奈川県知事と特定企業A社長とで約束した文書
- 3、神奈川県から特定市Dに対し、要請、要望等した文書
- 4、神奈川県から特定市Eに対し、要請、要望等した文書
- 5、神奈川県から周辺企業に対し、要請、要望等した文書
- 6、県から特定協議会に対し、要望等した文書
- 7、特定企業Fに対し、確認、要望等した文書
- 8、特定企業Fの回答書

## 審査会の処理経過

| 年 月 日                   | 処 理 内 容 |
|-------------------------|---------|
| 令和2年2月4日<br>(収受)        | ○ 諮問    |
| 令和2年6月24日<br>(第198回審査会) | ○ 審議    |
| 令和2年7月29日<br>(第199回審査会) | ○ 審議    |



神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 現 職             | 備 考                  |
|---------|-----------------|----------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院准教授    |                      |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会）   |                      |
| 柿 崎 環   | 明 治 大 学 教 授     | 部 会 員                |
| 田 村 達 久 | 早 稲 田 大 学 教 授   | 会長職務代理者<br>(部会長を兼ねる) |
| 常 岡 孝 好 | 学 習 院 大 学 教 授   | 会 長                  |
| 遠 矢 登   | 弁護士（神奈川県弁護士会）   | 部 会 員                |
| 堀 内 かおる | 横 浜 国 立 大 学 教 授 |                      |

(令和2年10月16日現在) (五十音順)